

平成16年12月22日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育委員長	長	江	崎	サ	卜子
教育	長	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成16年12月22日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 請願第3号 「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第6 請願第4号 WTO・FTA交渉に関する請願書（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 請願第5号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願書（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第8 意見書第10号 郵政民営化に反対する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第9 意見書第11号 WTO・FTA交渉に関する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第10 意見書第12号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第11 意見書第13号 永住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第12 決議第1号 北方領土返還要求に関する決議（案）（質疑、討論、採決）

午前11時2分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、9月27日の決算認定議案審議中、一般会計についての谷口議員からの質疑について、谷口議員から発言の申し出があつておりますので、これを許します。16番 谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

議長の許可を得まして、訂正発言をさせていただきます。

去る9月27日、議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定に関する私の総括質疑の中で、当年度に建設された新町ポケットパークは、公園の規模、グレード、その割に商工会議所前に整備をされた太陽の広場並びに新町派出所横の空の広場に比べ相当割高なものになっているのではないかとただす中において、太陽の広場は9,000千円程度、空の広場は500数十万円程度で建設されたのではないかと私なりの素人数値を例示しておりました件につきましては、同時施工された歩道建設費などの考慮が不十分であつたため、不相当でありましたことを確認し、この点の訂正をこの際させていただきたいと思ひます。

ただ、本質的にはポケットパークは高くついた公園ではないかという点では、問題は残つているというふうに考えております。

なお、執行部が当日示された空の広場建設費の39,546,850円は事業認可額であり、実際の工事費は33,130,650円であつた旨、11月11日の決算特別委員会並びに12月14日の本会議で訂正をされたと認識をいたしました。これは訂正や修正ではなく、追加説明である旨を一昨日の全員協議会の席上、特別に担当課長が発言を求めて行われましたが、認可額と請負金額の数値そのものに私は異論を挟みません。しかし、工事単価が高くついているのではないかという質疑の本質に照らせば、ほかには実際に要した工事費を並べて、そこだけは事業認可額、しかも2割近くも開きのある数値を並べて示されたことは、訂正のほかには考えられないというふうに思ふわけでありませう。

以上につきまして、感想等も添えまして、議長の許可をいただき、発言をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小池幸照君）

本日の日程はお手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から人事案件2件の2議案の提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成16年度10月分の出納検査に関する報告及び財政援助団体等監査結

果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第71号、議案第72号の2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日追加提案いたします議案は、人事案件2件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、宮津彰子氏の任期が、平成16年12月24日をもって満了いたしますが、引き続き宮津氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、小野原利幸氏の任期が、平成16年12月24日をもって満了いたしますが、引き続き小野原氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第71号、議案第72号の2議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号、議案第72号の2議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第71号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第71号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第71号はこれに同意することに決しました。

日程第3 議案第72号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第72号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方から紹介をさせていただきます。

ただいま議会の同意をいただき、引き続き鹿島市教育委員会委員に御就任いただきます宮津彰子様と小野原利幸様でございます。

宮津様から一言ごあいさつをお願いいたします。

○教育委員会委員（宮津彰子様）

ただいま御承認いただきました宮津でございます。よろしくをお願いいたします。

大切な時間をいただくこととなりましたので、できるだけアンテナを高く張って、疑問点とか問題点とか少しでも早く、一つでも多く気づけるよう努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○助役（出村素明君）

続きまして、小野原様、お願いいたします。

○教育委員会委員（小野原利幸君）

気持ちを新たにしまして、特に健康に留意して頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。（拍手）

○助役（出村素明君）

以上で紹介を終わらせていただきます。

日程第4 議案第52号～議案第57号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第52号から議案第57号までの6議案の審議に入ります。

委員長から追加報告の申し出がっておりますので、これを許します。決算審査特別委員長吉田正明君。

○決算審査特別委員長（吉田正明君）

おはようございます。決算審査特別委員長の追加報告をいたします。

質疑、答弁を追加報告いたします。

質問 本会議での総括質疑の中で質問した件で、さくら通りのポケットパーク整備の件で中央交番前の空の広場、商工会議所前の太陽の広場と比較して、ポケットパークは平米単価が高過ぎるのではないかと質問。

答弁 後に資料をつくってもらった。

質問 それでは、ポケットパークが一番安く上がっているんだという資料をいただきましたが、私がお後調べてみますと、そういうふうになっていないのではないかと。

まず、面積が全然合致していません。空の広場は9年度に15,655,500円で、10年度に11,140,500円で発注、それから10年度に造園工事として花壇工事に5,985千円、この三つを合計しますと32,781千円にしかならない。その合計金額が39,000千円に何でなるのかとの質問に対し、

答弁 工事費は県の設計書がございますが、それには39,546,850円という数字が上がっておりますとの答弁。

質問 切りを出していただけませんかとの質問に対し、

担当課長 委員切り抜きとおっしゃいますのは、お金が入った分ということでございませぬかとの確認。

質問 それはお金が入つたらんとわからんやろうもん、39,546千円になるというのは。これは入札の公表でも何でも最終的にはするとやけんとの質問に対し、

答弁 先ほど面積について相違があったわけですが、地積測量図では委員申されるのではなくて、401.8平方メートルが面積になっておりますとの答弁。

さらに答弁 さきに提出いたしました資料について、少し数字等がおかしいのではないかと御指摘があり、再度、昨日、土木事務所に確認等を行い、訂正や詳細を御説明すべきところではございましたので、面積についての食い違いがございました。空の広場につきましては、空の広場の401.8平方メートルと歩道部分を合わせて発注していたしました。発注自体は556.7平方メートル、委員申されました557平方メートルで発注がなされておりました。この辺が、私たちが詳細に調べたらん部分で御迷惑をおかけしたと思っております。申しわけございません。

空の広場、県道、市道、歩道を含む契約金額は33,130,650円という形になります。ここがおわびになるわけですが、さきに提出しておりました金額39,546,850円というのは、事業認可、許可額でございまして、太陽の広場、さくら通りポケットパークで工事費として上げられております金額との比較の対象としては適切でなかった数字だと考えております。土木事務所に確認しましたら、契約そのものは33,000千円で契約、県道、市道の歩道面積も含みました平米当たりの単価は59,512円になっております。私たちが丁重に調査せずに資料を先に提出いたしまして、詳細な資料となっておりませんでしたとの答弁。

質問 やっぱり違っておったということで、公文書の提出はもう少し正確を期していただきたい。それから、ポケットパークが一番最も安くつくという説明は、本会議での修正が私は必要だろうというふうに思いますとの質問。

答弁 空の広場に限った単価ということが必要ではないかと思っております。空の広場の単価が確かにこのポケットパークの単価よりも安くなっているかどうかは、再度計算をさせていただきたいと思っております。その結果によって、対応を私たちの方もしたいと思

ますので、その辺御理解のほど、御了承のほどをよろしくお願いたしますとの答弁。
質問 公園整備というのは普通は造園業者に発注するというものではなかったのかという認識があるんですけど、そこら辺はその建築業者に発注された理由はどのような理由ですかとの質問に対して、

答弁 これが建築部門に主体的なものであったものでございますから、建築部門の方で発注をしておりますとの答弁。

以上で追加報告を終わりますが、質疑で切り抜き設計書、金額入りの資料提出の要求、さらに討論で、ポケットパークの件については資料不十分として保留するという発言がありました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

議案第52号から議案第57号までの6議案の委員長報告に対し一括して質疑に入ります。
16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいまの吉田委員長の追加報告につきましては、ありがとうございました。合点をいたしております。

そこで、一昨日に引き続き質疑の残っておった分について質疑をいたします。3点ほどございます。

まず、現場の条件が当初予想と変わったことによる設計見直しの必要性があったというふうに私としては考えておりますが、RC壁の、鉄筋コンクリート壁がつくられておりますけど、ここに松ぐいを32本打つ、当初設計になっておりました。ところが、説明がありましたように、表土を15センチめくった下には転石まじりの地盤のきいた基盤が確認されたということで、試験ぐいを打ってみたけれども入らないということで、十分支持できる基盤ということの確認ができたということで、その松ぐい基礎は施工後、中止されております。

しかし、片方で、例えば、パーゴラ——パーゴラというのは角材を組み立てて、濡れ建物、屋根がついていない建物が建っておりますが、この基礎が700ミリ×700ミリ×700ミリということですので、70センチ角のコンクリート基礎を打って、その上にパーゴラが乗るといふ設計になっておりましたですね。それから、木塀につきましても、私はあれは塀というよりもさく、普通の民家のさくと余り変わらんぐらいの軽量構造物だと思いますが、これにも30センチ角の50センチ下に入れ込む基礎コンクリートを予定されておりました。これは施工されておるわけですけど、地盤がそういう状態であるならば、これも基礎部分については、総じて設計変更があつてしかるべきと思うんですね。当初予定しておつたからということで、予算を使い切るという発想になればそういうことになるかも知れませんが、経費の節減という観点から、これは今日の時代要請です。そういうことから考えれば、現場の地盤のそ

の確認ができたならば、基礎に関する一切の見直しをするということがなぜなされなかったのか、この点の疑問が残るわけです。

そういった点などについて、まだこの案件については資料未提出の部分もありますけど、なおやっぱり審議を確認する必要があるんじゃないかと思うんですね。その辺を残したまま本会議採択ということでもいいのかどうなのかというような気がいたしますけど、委員長としてその点、扱いが、今後の本議会での処理について、このまま日程どおり流していいのかどうなのか、そこら辺について所見があれば求めたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

吉田委員長。

○決算審査特別委員長（吉田正明君）

平成15年度の一般会計から特別会計の決算委員会の委員長を仰せつかり、私は委員の皆様方のスムーズな、そして円滑な審議ができるようにということで委員長の役割を果たさせていただきました。その内容等については十分議論したところでございますし、私はそれによって12日の採択を受けましたので、その結果を報告したわけでございますので、内容についてとやかく私の方から言うことじゃというふうに思っております。

私は委員長としての役割を十分に果たさせていただきましたということで、もう既に採択を多数でしていただきました。そういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、私たちとしては——私たちというのは、責任の所在がはっきりしませんので、私と申しますが、私は設計基準の詳細が、切り抜き設計書が金額が入っていないものを技術的に素人である議会に提示をされてもわからないからね、金額入りを出してくれということの要求を、この部分を解明するために申し上げておるわけですが、その資料は見せられないと、出せない。ただ、工種ごとののは出していただいております。パーゴラが幾らかかったと、RC壁が幾らかかったとか、土間の整備費が幾らかかったとか、そういうのは出してありますけど、その先が未解明なんですね。

20日の全員協議会で閲覧にしてもらうのはいいですよということで、それ修正されましたので、閲覧に参りましたが、やっぱりその数字から先のは手で隠して見せられないんですよ。ということで、事実上、閲覧に応じると言われても、工種ごとに出された数値以外のものは、やっぱり閲覧に行っても同じ状態なんですね。そういう状況です。

それから、監査委員会の事務局の方に監査がどこまで及ぶものかという確認の意味でちょっと照会をしたところですけど、監査の技術的な能力ですね、土木建築に関するそういった

意味での技術的な能力や事務局体制等を含めて、監査としての目を入れるのは事実上困難であると。従来、そこまでの監査の実績はないし、今後もそういった理由で困難な部分であると、その点については。そういうふうに申されております。

ということになりますと、公共工事に関する情報については、議会でもそれから先はだめだと、監査も今言ったような理由だということになるわけですので、それから先はベールに包まれたまま、理事者以外にはチェックが入れようとしても入らないという状態に相なるわけです。となりますと、その障害を抱えたまま決算審査に問題は残らなかったということになるのかどうなのか。この問題は、今回のこの1件に限らず、次年度以降にもこの課題というのは残ったまま、私は行くものだというふうに思うわけです。そういった点で、議会の主体的審査能力にも問題を残すことになりかねないし、担当をされました決算委員長として、そういったことでいいのか。委員長としての職責は、もう私も十分評価をいたしましたし、ただいま申されたとおりにその役割は果たしてこられたとは思いますが、今回の決算審査を通じて、次年度以降のそういった点に対する解明能力をやっぱり高めるという観点から、この問題の解消に向けた決算委員会、あるいはこの本議会としての、要するに審査能力、チェック能力を向上するための措置なり、今後の展望というのはやっぱり切り開いた上で事の処理を最終的に決着を図るというのが、これは市民の負託にこたえることになるんではないかと、これが筋だと思うんです。

そういった点で、非常に高度な質問というですか、答弁の仕方にしかならないかもわかりませんが、その要するにベールに包まれた部分を、我々議会として、監査はそういうふうなことの見解を持っておられます。では、その最終的に審査を付託された本議会として、どう処理していけばいいのかと。ここの点について、どうしても私が議会に席を置く人間として、私の要するに議会議員としての名誉をかけた責任として、この問題は何とか処理をしなければならぬ問題だと思うんですよ。非常に答えにくい高度な見解しか出てこないかもわかりませんが、その点についての所見があれば、なければ結構ですけど、所見があればお答えいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

決算審査特別委員長吉田正明君。

○決算審査特別委員長（吉田正明君）

お答えをいたします。

私たちが、10名の構成による決算特別委員会の結果は、今、私は議事録を確認しておりますけれども、全議案が全員起立で可決をいたしました。それについては、私はもうこの委員会の役割は終わったということに認識しておりますけれども、議員というのは、発言の権利も調査する権利もございます。それは、この後、谷口議員言われることは、一般質問という機会が議員には全部与えられておりますので、そういうことで質疑をされたらというふうに

思いますので、そういうふうに御答弁させていただきます。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありませんか。（「私、3点あると言ったよ、最初に」と呼ぶ者あり）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

一般質問という機会があるではないかということでございますが、それは吉田委員長としてではなくて、吉田議員さんとしてのそういうふうな見解ではなからうかというふうにとらえておりますけど、一般質問という機会というのは、やっぱり政策論議の場所だろうと思います。やっぱりそういった点では、情報公開の問題と絡んで、私が申し上げたいのは、議会議員に調査権、あるいは検閲権とか監査権とか議決権、基本的な権限を付与されて、市民の負託にこたえて、市勢の進展に努力をしておるわけなんですけど、「地方議会運営百版」といって、これは帝国地方行政学会というところから出た書物を切り抜いておりますけど、議会には監視権とか監督権とか調査権というのを付与されています、議会として。しかし、議員としては、そこには制限があるんです。

ちょっと読んでみますと、「議会は監視・監督権の一つとして、一つ、書類の検閲。二つ、事務の執行状況、出納に関して報告を求めて検査する。三つ、さらに実施について詳細に検査の必要がある場合には監査委員に対して監査請求を行うことができます。大きな二つ目として、検閲・検査・監査請求を行う場合は、一つ、市町村の固有事務。二つ、市町村に委嘱された団体事務。三つ、行政事務で国が行っていない事務です。これは地方自治法第2条第2項に規定されています。大きな三つ、ただし、国、県、ほかの市町村から（長や他の執行機関）に委任されている、いわゆる機関委任事務については検査できません」というふうになっています。「検閲・監査の仕方は、本会議の議決が要ること」というふうになっています。本会議で議決をして初めてそれが効力を発するという前提がついています。「検査は書類、計算書の検閲、報告の徴取の二つで、ここにいう書類、計算書は契約書、竣工報告書、工事明細書等を指します」と、あとくだりありますけど、要するにそうしたものを今確認をしたいというふうに言っておりますが、当局も拒否権がありますから、それは出さないという、これも当局の今の姿勢も成り立っておるわけなんですよ。しかし、政治的に、道義的にそのベールに包まれた部分を解明を議会の調査権でやろうとすれば、本議会で過半数以上の可決をもってしかできないという弱点を持っておるんですね。議員個々にはそれがありません。だから、良心的に資料要求をしたとき出されておるという次元のものなんです。そういうことだから、出さんでもよかろうもんという理論は成り立ちますけど、一方では、市民のそうした不信がもし生じたとき、私は今度は不信では申し上げておりませんが、確認をしたい意味でずっと執拗に申し上げてきておるわけなんですけど、確認すらできないということです。それは良心的に照らしても、これ以上は出せないというふうに拒否権を発揮されている

という状態なんです。じゃ、それはもうふたしていくかということでも、議会が合意できる確認ができなかったと、それを満場一致、もしくは多数決で可決をしたということでは、議会として機能を果たしてくれたのかと問われたときに、問題が残るということ、これを考えるわけですね。

そういった点で、一般質問とか議員には調査権があるというふうに言われますけど、それにはそうではない部分がありますよということを今ちょっと反論的に加えたわけなんです。

そこで、三つ目の質問ですが、私が本決算について繰り返し発言をさせていただいておりますのは、何も予算執行に疑義があつてとか、あるいは不正の疑いを持つてのことではございません。また、設計部局やその担当者に公共事業設計に当たって、新しいアイデアがあつたり、工夫が施されたりというのは、むしろ歓迎することでありまして、その責任を問うているものでも毛頭ございません。ただ、申し上げたいのは、そもそも議会制度というものは、時の自治省財政局長であった石原信雄氏が言うておられますように、もともと議会制度というものは、税金の使い道について、納税者の立場からチェックをしようではないかというのが起こりであったそうでございます。市民から負託された議会、または議員が平成15年度決算審査という今置かれた立場から、その実践を行っているという点を御理解いただきたいというふうに執行部にもお願いをしたいと思います。あるいは、市民の皆さんにもその点は理解をいただくものだというふうに思っております。

焦点になっております新町ポケットパークは、その納税者である市民の声の中に、どうしても18,000千円もの工事費を要したのかという素朴な疑問視する声があるのは事実なんです。そういう観点から、付議された9月27日の総括質疑で、理解のいく資料提出を要求し、執行部はそれに一定程度の応じ方をされてきました。しかし、審査を負託された決算特別委員会の審査の段階において、さらに説得性のある追加資料を要求して今日に至っておるわけですが、それ以上の資料要求にはこたえられないという執行部の立場を現在とられているわけでございます。もちろん、私は執行部に、先ほど言いますように、資料要求に対して拒否権のあることも十分承知をいたしておるわけですが、情報公開の時代であることも重ね合わせて、道義的、あるいは政治的にそれで済むのだろうかというふうに思うわけでありまして。

執行部は、拒否する理由として、文書に3点上げられました。その1点は、既に決算委員会では可決しております。二つ目に、県内7市や佐賀県でも金額の入った設計書の議会提出の実績はありません。どうしても見たいということであれば、本市の情報公開条例のっとして開示請求をしてくださいとされております。

しかし、1点目の理由は、決算委員会の席上、本議員が資料要求したものに拒否はされていませんし、委員会採択に当たって、この点保留する旨、私も宣告していたのは今委員長が報告をしていただいたとおりであります。そういった点では、まだこれは生きて継続をして

おる問題だと思えますね。

それから、2点目の理由は、7市では提出した実績がないということではございますけど、それは議会側からの要求があつて拒否されたという意味を指すのではないと私は想定します。また、佐賀県は特別に資料要求をする必要そのものがございません。なぜなら、入札後は各工事ごとに工種とその細目にわたって数量、単価、合計金額まで情報公開されておまして、すべての公共工事に共通する歩掛かり表と単価表まで日常ふだんから公開をされているわけでありまして、その必要がないんです。

3点目の開示請求せよという点につきましては、これは言語道断ではないかというふうに私は思います。限られた日程で決算認定審査を行っている議会審査に、申請から審査会を経て、いつになるかわからない情報開示の時期的問題が生じるのではないのでしょうか。しかも、議会に提出しようとする文書を開示されるとは思いにくいというふうに思います。

そこで、委員長にお尋ねですけど、決算全体からすれば一部の未消化部分にはなるにしても、審査をつかさどっていただいた委員長として、これを未消化のままのみするのが適当かどうか、決算委員会のやりとりから今日の資料提出状況をめぐって、主権者に説明ができる状況にあるのかどうなるか。政治的答弁になるかもわかりませんが、所見をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

2点だけお尋ねいたします。

さっきから今言われている情報公開の件ですけれども、これはさっきからいろいろ説明が全協でもあつてございますけど、この情報の公開の時代にですね、要するに他市に迷惑をかけるからということ、そういうことが理解できません。とにかくこれは情報公開の時代にやっぱり公開するのが当然じゃないかと思えます。

それからもう1点ですけれども、これは全協の中でも説明をされましたけれども、水のことについて説明がありました。その中で、水質検査費で46項目にわたって検査をされているのか、飲料水のための検査をされたのであれば、なぜ滅菌設備が最初から必要ではなかったのか。本体工事に上げられています、これはこの件は普通の試験費に上げるのが当然じゃないかと思えます。そういうことで疑問を感じます。委員長、どうでしょうか。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

決算審査特別委員長は、審査の経過並びに結果のみの報告でございます。内容について、そういう意見があつたかどうかだけ報告するということになります。そこについて、吉田委員長。

○決算審査特別委員長（吉田正明君）

15年度の決算審査特別委員会に付託された案件は、お手元に配付しているとおりでございますけれども、そういう意見項目は審査の対象になっておりませんでした。全く意見出ておりません。

以上です。（「質疑やろう」「委員長、質疑があっていない」と呼ぶ者あり）

この件については質疑はあっておりません。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま報告されました15年度決算について討論をしたいと思います。

結論を申します。反対の立場で討論いたします。

国の政策もあり、15年度の予算は当初から非常に厳しい中で編成をされてきました。抑えに抑えた当初予算にもかかわらず、年度途中でも何度となく減額もされておりますし、そのことは市民の数々の要求を財源がないということでことごとく切り捨て、また先延ばしにするものとなったと思います。

さて、15年度の事業の中でも特に大きなものは二つあったと思います。市町村合併と長崎本線存続の取り組みではなかったでしょうか。市町村合併においては、鹿島市のまちづくりや市民生活の問題がさておきにされたまま合併ありきのごり押しが太良町との合併問題をこじらせるに至ったのではないのでしょうか。

長崎本線存続については、みずからの進退をかけて存続のためにいろんな困難の中で市民はもちろん、沿線住民の先頭になって市長は頑張ってこられました。今もなおそういう状況の中で取り組んでいらっしゃることに評価をしたいと思います。市民の中には、桑原市長やったけん、ここまで来ることのできたとばいと、おいたちも頑張らんばいかんと、このことが市民に勇気を与える結果にもなっています。

さて、そういう中で市民の生活はどうだったのでしょうか。不況がますます深刻化する中で、リストラ、廃業、サービス残業などにより収入が途絶えたり、大幅な収入減を生み出す事態が続きました。私は、15年度予算編成の中で不況相談室や不況対策室などを設けて、就労問題初め、市民の要求を積極的に聞いて、その取り組みをすることを提案しました。ところが、残念なことに積極的に受けてもらえませんでした。リストラに遭った人、特に収入が途絶えた人は生活ができなくなり、サラ金やトイチなどを利用し、金利の高いところから金を借りるということで大変な事態が次々に起きております。

このような事態が多くなるのが目に見えていましたから、私は、市民がなるだけ出費を減らせるようにと介護保険の減免や国保の引き下げ、6歳までの医療費の無料化を初め、い

ろんな問題について提案をしてきました。また、このことは、これからも積極的に進めていただかなくてはいけない問題だと考えています。不況対策も考え、公営住宅の建設、さらに緊急の貸付制度などを設けることも提案してきました。特に子育て中の若い家庭にとってリストラは大変なことです。ミルク代もままならないという事態もありました。特に子供の病気は心配です。6歳までの医療費無料化の取り組みも提案を続けてきました。これは40,000千円もあればできることです。しかし、財政難を理由に進んでいません。そういう中で、県内でもわずかではありますが、一つ一つ自治体が取組みでいく状況も出てきました。

その一方、都市計画費にあるように、公園整備費などは惜しみなく予算が使われています。確かに私も公園などの整備も必要だと思います。しかし、この財政難の中で市民の毎日の暮らしがここまで大変な事態になっているときに、今何をやらなければいけないか、このことを考えていかなくてはいけないと思います。市民の税金の使い方をしっかり研究しなければならないのではないのでしょうか。市民の中からは、今何でというような声がいろいろと上がっています。先ほどからいろいろと論議がされております、さくら通りのポケットパークもまさにその一つではないのでしょうか。多くの人が18,000千円の公園と呼ぶまでになりました。市民がこれだけのものに今1,800円もかけなくてはいけないのか……（発言する者あり）あ、済みません、18,000千円もかけなくてはいけないのかという怒りの声が上がっています。

このことについて少し触れたいと思いますが、私はこの問題については、市民の皆さんがどうしてこれだけかかったのかという、その疑問に答えることができませんでした。何にどれくらいかかったのかと、そのことがわかりませんでしたので、9月議会の総括質疑の中でこのことについて具体的に数値を出してくれという要求をしました。しかし、膨大な資料があるのでコピーはできないと、閲覧に来るよというということで答弁がありました。その後、いろんなことがありましたが、私も閲覧に行きましたが、設計書その他を見せていただいて、見ましたけど、私は専門家ではありませんから、見ただけでどうであるかということは、頭に残すことができません。メモをしようと思いましたが、メモはしないでくださいということです。いろいろと聞きましたが、私は本当に最初から素直な気持ちでどれくらいかかったのかということが明らかになれば、それを市民に説明すればいいわけですから、そういう単純な気持ちで聞いたわけですが、余りにも大きな問題になりつつあるのに触れたわけですが、説明を聞きますと、ああいうところですから、雨にもさらされ、いろんな自然の中でさらされていくということで、材料が非常に高価なものが使われているという説明がされました。最初はそれだけで、ああこんだだけかかったのかと、こういうすごいのが使っているのかということで示されたら、私も何でもなかったわけですが、メモはだめだ見せられない、さあいろんなのが出ますと、何でかなと、何かあるのかなと疑いをしたくなるのは、恐らく私だけではないと思います。

それと、そのことについて私も一応大枠は納得したわけですが、例えば、私は今の時期にいろいろと財政を切り詰めて努力をされておりますが、こういうところこそ研究する余地があるんじゃないかと。私たち素人ですから、単純に考えますと、谷口良隆議員も、あれは塀じゃなかかと言いんしゃったですかね、そういうふうな状況ですが、私はあそこに特別に専門の設計に頼んで、ああいう設計をしたり、そしてよそから高い材料を買い込んできて、あれだけの設備をせんといかんだったのかということのを思いました。鹿島市にも山がありますよね。鹿島市でも間伐材の利用の問題とかいろいろあるわけですが、例えば、そういうのを利用すると、市の職員の人たちによってこういうふうな設計をして、市の職員の人たちの監督のもとで地元の業者の人たち、今大工さんとか庭師さんとかいろいろいらっしゃいますが、この仕事のないときですから、そういう方たちをお願いをしながら、あれをつくらせていったら、先ほど私は1,800円と言いましたけど、それに毛の生えたぐらいでもできるんじゃないかと、大げさかもわかりませんが、そういう私が素人考えですから、そがんとできるもんかと言われるかもわかりませんが、しかし、私はそういうところこそ、今の段階であれがどうしても必要なら、そういう形での取り組みをします。今これだけ職がないわけですから、そういうことをやれば、本当に皆さんも喜ぶんじゃないかと思えます。これが今つくられているのが、それは半永久的にもてるものかもわかりませんが、鹿島市に材料もあるわけですから、例えば、10年、20年ごとにつくり直したって、これはわずかなものだと思います。そういうやっぱりみんなが納得いく形で、みんなが、うん、おいたちがつくったとばいというような、そういうものをつくっていかなくちゃいけないと思えますし、これはポケットパークだけでなく、ほかの面でもいろいろそういう形でのものが生かしていけるんじゃないかと私は考えています。

私は、市民の暮らしが豊かであれば、こういう声はそがん上がらんとするんですよ。よかとのできなかったというような、そういうことで済まされたかもわかりませんが、今、余りにも市民の生活が大変な状況になっているので、このような声が上がったのではないかと思えます。これは、ただ単にあのポケットパークだけの問題じゃなくて、今取り組まれている鹿島市政のいろんな分野に対して同じような問題が私はあると見ています。そして、このことに対して、こんなことより自分たちの生活を何とかしてくれという、そういう市民の叫び声ではないかと私は受けとめています。

事業の取り組みについて、これまで4次総合計画に沿って取り組んでいるからということでいろいろとおっしゃって来ました。私は思います。確かに計画をつくらなくてはいけないし、計画はあります。でも、状況、周りの情勢に従って、その計画の変更というのはし、そして本当に市民の立場に立って取り組んでいくということを私はしていかななくてはいけないと思えます。それが本来の行政の仕事ではないかと思えます。

例えば、私は公営住宅の建設について再三要求を続けてきておりますけれど、例えば、17

年度から4次総合計画にあるので、どうなりますかと聞いたのに対して、答弁では財政状況が大変だから変更でもしなくちゃいけないというようなことをおっしゃったわけですが、やろうとすればできるわけですね。だから、すべての面において、やっぱりこの状況に合わせて、市民の暮らしがどうなのか、財政的にどうなのかというのをよく見分けながら、どこに大事な市民の税金を使っていくかということを考えて運営をしていかなくてはいけないと思います。

さて、このような中で、15年度の決算は黒字ということです。私は、そもそも市の会計というのは、市民の要求に沿って、その予算を十分に使い切ってこそ市政の運営がうまくいったと言えると思います。当初から切り詰め、年度途中でも削減をし、そして黒字ということはどういうことでしょうか。その分より市民の暮らしが圧迫されてきたということで、私は許せないものだと思っています。

最後に申し上げたいと思いますが、どんなに財政状況が変化しても、全く手がつけれない、変わらないのがいつも指摘をしております同和の予算です。その中でも特に私は団体補助金のことで指摘をしてきました。15年度も構成人員は9世帯、15名ですが、4,900千円の団体補助金が支出されています。私は、この問題については、問題が残っている分については、一般行政の中でやるべきだということを常に主張しています。しかし、長年にわたって基本的人権を侵害されている最も重大な社会問題で、就労、結婚、差別発言など、意識面で差別現象が後を絶たず、同和問題では未解決であるという認識でございますと、この本会議の中で私に対する答弁がなされているんですよ。ところが、もう何年前になるのでしょうかね、私が差別が鹿島市でまだあっているのかという質問をしたときに、以前の教育長だったと思いますが、あっておりませんと、そうお答えいただいているんですよ。そのときそうだったとするならば、これだけお金をかけていろんな形で取り組みを進めているにもかかわらず、前進するのではなく、後退しているとしか言えないと私は思います。そうであるなら、これまでの支出は全くのむだ金ではなかったでしょうか。私が言うまでもなく、国の制度はとっくに終了しています。

いずれにしましても、市の予算というのは、すべての市民が納得いくように平等に支出されるべきだと思います。そのときの市民の生活状況に沿って、市民の要求を実現させていくべきものだと思います。その立場で見ますと、15年度の決算は市民の立場で納得いくものではありませんので、私は反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論をされる方いらっしゃいますか。（発言する者あり）

午前中はこれにて休憩をいたします。

午後0時2分 休憩

午後 1 時 1 分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、討論を続けます。

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

7 番中村雄一郎です。議案第52号から議案第57号の決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

簡潔にという声がありましたので、簡潔にやりたいと思いますが、先ほど松尾議員の方で反対討論がございましたけれども、市民の皆さんからの要求、暮らしに対する要求は日に日に高まってきております。そのような中で、鹿島市としては財政状況が厳しい中、運営を余儀なくされているわけですが、一つ指摘をされました黒字決算の件でございますけれども、この黒字決算は平成16年度の収支の不足を補うために、平成15年度単独事業の執行残の20%を凍結し、後年度の予算編成に配慮をされました。このことは、説明が議員の皆さん方にもなされておりますけれども、そのような結果、黒字決算になったわけですが、これは15年度の決算において健全なる運営をやるための努力の一端ではないかというふうに私は大いに評価をいたしております。

それからもう1点、さくら通りのポケットパークに関しての議論がただいま行われておりますけれども、この事業に関しまして、先日の全員協議会の中で、この費用、予算に関して財源の内訳が御報告があったところでございますけれども、この事業は平成15年度魅力ある商店街づくり事業の日本宝くじ協会の100%の助成事業でございます。その内容をお聞きいたしましたところ、助成対象事業として、さくら通り商店街ポケットパーク整備事業が取り上げられ、20,000千円以内で工事をするように、20,000千円までは補助を100%出すという形でなされております。その助成金の支払いに関しましては、事業の完了後、かかった費用を支払うということで、そのような中で20,000千円以内というような金額の決められた中で、できるだけ長もちのするもの、例えば、事業費を抑えまして、単年度でもし修理等が出てまいりますと、鹿島市の方から単独で修繕費を出さなきゃいけないという形になりますので、20,000千円以内という中で最大限利用をしようというふうなことで、そのような設計がなされ、事業がなされたんではないかと思えます。

それと、その事業に関しましては、公正な鹿島市の入札制度に基づいて行われておりますので、何ら私は問題はなかったものというふうに解釈をいたしております。中心商店街の皆様方、あのポケットパークを利用しながら、今後さくら通りが完成をした暁には、ソフト事業を展開していかれるものだというふうに期待をいたしております。

そのような観点から、議案第52号から57号に関しまして、私は認定すべきものということで賛成討論といたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は、議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、ポケットパーク事業を除くすべての決算には賛成をいたしますけれども、その点について未解明のまま、ふたをかぶせた状態で審査終結という形にはなり得ないという議員の良識的正当な判断として討論をいたします。

したがって、まずもって私はこの場において、小池幸照議長には、この際、採決を見合わせて、その解決、解明が図られるまで、つまり、次期定例会まで継続審査を念頭に事の処理をされることを強く要望を申し上げたいと思っております。

決算委員会での採択手続は終了したということ、そうした既成事実と本日までの本会議手続の上に一部審査未了部分を抱えたままにおいて、なお本日この場における採決に付されるというのであれば、大部分の決算に対しては、極めて不本意ではございますが、反対をせざるを得ません。

さて、本件の反対理由は、本日までの質疑の中であるの申し上げてきております。ただ、いま一つ申し上げさせていただきたいのは、本市においても情報化時代にふさわしく、情報公開制度が確立しております。本市の情報公開制度の概要はホームページ等にも掲載をされておりますように、従来までとは一歩も二歩も斬新なものとなっております。そのポイントを申し上げますと、行政からの一方的な情報提供にとどまらず、今後は市民が知りたいと思っただ市の情報を原則として公開し、より一層市民と市が信頼関係を深め、市民が納得できる市政のあり方を目指すことを目的にされております。

その請求できる資料として、公文書、資料、図書、図面、写真、録音テープ、ビデオ、パソコン、ワープロの記録とされ、市の情報の全部に適用されていると言っても差し支えないものと思われまふ。ただし、公開されないこともある情報として、法律等により公表できない情報、個人のプライバシーに関する情報、企業などの事業活動に関する情報、公開すれば人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、捜査に支障を来す情報、今後の市の意思形成、事業計画などに支障を来す情報、今後の行政運営に支障を来す情報、国などとの信頼関係が損なわれると認められる情報、以上については公開されない場合もあるというふうに規定されております。

したがって、かかる資料要求は、一般市民への情報開示後もクリアできるはずの情報と考えられますし、佐賀県をして既にかかる要求資料はいつでもだれにでも公開されるものであるし、情報開示によって何らの問題もないと言われております。

全協でも、県は、いやそこまでしてあると、いやしていないと、押し問答で私も議論を打ち切っておりますが、物を持ってこんとわからんから、ちゃんと持ってきました。私のとこ

ろでは、工種までしか金額は示していただけません。しかも、メモをとりたいと、拒否されます。しかし、例えば、この一例ですけど、これは吉田川、嬉野町の下野地区の河川の床どめ、護床工の資料を、こんなのたくさんあるわけですが、そのうちこの一つだけ、1枚10円のコピー費はかかりますけど、持ってきました。その中で、工種の水路工というのがあります。水路工だけしかうちは出さんわけですね。しかも、メモをとったらいけませんと。しかし、このうちの内訳に、コンクリート打設に幾ら、何立米、単価が幾ら、合計金額が幾ら、これは水かえなしで打つコンクリート、それからコンクリートの人力打設が何立米で単価が幾らで合計金額が幾ら、水かえをしながらのコンクリート打設が同様、型枠工が水なしで、水かえのない状態でするのが幾ら、型枠工事が幾ら、これも水かえがある場合とない場合と、ならしコンクリートがどうだと、基礎コンクリートの型枠が幾らだと、その鉄筋の16ミリの鉄筋工が幾ら、などなど時間の節約上すべてを申し上げませんが、ここまでどこでも——いや、どこでもではございませんけど、だれにでもいつでも公開をされております。私は、こういう要求をいたしておるわけですが。

しかるに、本議会において決算審査するに当たり、かたくなに資料提示を拒まれる執行部の態度には理解しがたいものが残ります。

終わりに、重ねて申し上げますが、かかる決算審査に当たり、この案件について掘り下げた審査を行っておりますのは、議会が納税者の立場から疑問に答えるべく、その負託に沿って議会の当事者能力を公使しているのでございまして、少なくともゆがんだ疑惑や現場担当者の皆さんの不断の努力に敬意こそあれ、いささかの疑念を抱いたものでないことだけはこの際あえてつけ加えさせていただきます。

議員諸公におかれましては、私の意図するところを御理解いただきますようお願い申し上げますとともに、本議会に負託された市民の熱い期待と本市行政情報がなご一層ガラス張りに輝きを持って、市勢のより一層の進展と信頼向上に結びつけるために本議会としての審査権、調査権、議決権にさらなる輝きと響きが増進してまいりますよう、ともにこの場で誓い合わせていただければ幸いですというふうに思います。議員諸公の多数の良心的な賛意をいただきますことを心からお願い申し上げます、私の討論にさせていただきます。よろしく申し上げます。（「それは県の資料ね」と呼ぶ者あり）そうです。（「県の資料ばもろうたと」と呼ぶ者あり）これはだれでもコピーできます。（「だれでもて、できんと言わしたとけ。できんて言うたばい」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第52号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第54号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第55号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第56号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第57号は提案のとおり認定されました。
しばらくお待ちください。

日程第5 請願第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 請願第3号 「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書についての審議に入ります。

去る12月14日の本会議において、総務委員会に付託されました請願第3号 「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書について、総務委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成16年12月20日

鹿島市議会議長 小池幸照様

総務委員会

委員長 森田峰敏

総務委員会審査報告書

平成16年12月14日の本会議において、付託されました請願第3号 「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書については、12月20日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により、報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長森田峰敏君。

○総務委員長（森田峰敏君）

では、総務委員会での結果を報告いたします。

平成16年12月14日の本会議において本委員会に付託されました請願第3号 「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書については、12月15、20日に総務委員会を開催し、審査をいたしましたので、審査の経過及び結果について申し上げます。

請願者の土井徳次さん、紹介議員の岩吉泰彦さん出席のもと、両氏より請願の趣旨について説明を受けました。

趣旨説明の概要を申し上げますと、鹿島市ではひとり暮らし、二人暮らしの老人世帯がふえており、交通弱者の老人にとって民営化になった場合の郵便物の集配がどうなるのか非常に心配であります。

また、市内各地区に特定郵便局がありますが、民営化になると、先々はなくなるケースが予想されます。交通弱者にとっては不便さが増すものと。例えば、飯田から嘉瀬ノ浦に郵便

局が移転し、飯田近辺の方は不便さを感じられておりますとの事例の説明を受けた後、質問があり、審査に入りました。

審査の一部を申し上げます。

都市部と地方における郵便局の役割は違う。料金は全国一律。民間の場合は統一できるか疑問。ぜひ今議会に地方の声は国が決める前に出した方がよい。鹿島のなくなることはないとあったが、保障はない。民営化によってどうなったか、電話局が鹿島はなくなった。不便になるのは目に見えている。民営化すべきではない。国へ意見を申すのは今であるなど、そのほかにも多数の賛否両論の意見が出され、討論、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。

以上で総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第3号 「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書に対する委員長の報告は採択であります。請願第3号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第3号は採択することに決しました。

日程第6 請願第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6. 請願第4号 WTO・FTA交渉に関する請願書についての審議に入ります。

去る12月14日の本会議において、産業建設委員会に付託されました請願第4号 WTO・FTA交渉に関する請願書について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成16年12月17日

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

産業建設委員会

委員長 橋川 宏彰

産業建設委員会 審査報告書

平成16年12月14日の本会議において付託されました請願第4号「WTO・FTA交渉に関する請願書」については、12月17日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員会の審査結果を報告します。

去る12月14日の本会議において付託されました請願第4号 WTO・FTA交渉に関する請願書については、12月17日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第4号 WTO・FTA交渉に関する請願書に対する委員長の報告は採択であります。請願第4号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第4号は採択することに決しました。

日程第7 請願第5号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 請願第5号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願書についての審議に入ります。

去る12月14日の本会議において、産業建設委員会に付託されました請願第5号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願書について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成16年12月17日

鹿島市議会議長 小池幸照様

産業建設委員会

委員長 橋川宏彰

産業建設委員会審査報告書

平成16年12月14日の本会議において付託されました請願第5号「食料・農業・農村基本計画見直しに関する請願書」については、12月17日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長橋川宏彰君。

○産業建設委員長（橋川宏彰君）

産業建設委員会の審査結果を報告します。

去る12月14日の本会議において付託されました請願第5号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願書については、12月17日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第5号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願書に対する委員長の報告は採択であります。請願第5号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第5号は採択することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔意見書配付〕

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、森田峰敏君外4名から意見書第10号 郵政民営化に反対する意見書（案）、中西裕司君外20名から意見書第11号 WTO・FTA交渉に関する意見書（案）、中西裕司君外20名から意見書第12号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）、森田峰敏君外5名から意見書第13号 永住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書（案）が提出されましたので、この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第10号、意見書第11号、意見書第12号及び意見書第13号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第10号、意見書第11号、意見書第12号及び意見書第13号は、会議規則第36条第2項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第10号、意見書第11号、意見書第12号及び意見書第13号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 意見書第10号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第8. 意見書第10号 郵政民営化に反対する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

意見書第10号

郵政民営化に反対する意見書（案）

国及び政府においては、郵政事業民営化問題について、郵政民営化担当相等を設置し、平

成19年の民営化に向けて準備を進めています。

しかし、郵政事業はあまねく全国に展開された郵便局ネットワークを通じ、国民生活に最も身近な国営機関として、全国均一の料金で利用できる郵便を始め、郵便貯金の預払い、年金の受取り、簡易な送金、さらには簡易保険の取扱いなど、1つの郵便局で無駄なく、効率よく利用でき、都市部と地方とのサービス格差もなく、国民生活にとってこれからもなくてはならない存在であるだけに、構造改革のもとに行われようとしている郵政事業の民営化には反対するものであります。

特に、地域にあっては、郵便局において、地域住民へのサービスの取扱いが行われているほか、地域住民の交流の場として活用され、国民生活の安定と福祉の増進に大いに役立っております。

それを、競争原理に基づいた収益向上の採算性を重視したものとなれば、不採算地域においては、郵便局の廃止や各種料金等の値上げも想定され、ユニバーサルサービスの継続的な維持が困難になるなど、地域住民の生活に大きく影響することになります。

また、日本の社会資本の整備は未だ十分とはいえず、郵便貯金、簡易保険の資金は、その原資として危機的状況にある国家財政に対し、これからも貢献できるものであります。

以上のことを実践するためには、郵政事業は、現在の国営で三事業一体の公社形態が最善であると考えられますので、現行の経営形態を継続されることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇千景様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
総務大臣	麻生太郎様
財務大臣	谷垣貞一様
郵政民営化担当大臣	竹中平蔵様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年12月22日

提出者

鹿島市議会議員	森田峰敏
鹿島市議会議員	橋爪敏
鹿島市議会議員	福井正
鹿島市議会議員	中村雄一郎
鹿島市議会議員	松尾征子

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第10号 郵政民営化に反対する意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、意見書第10号は提案のとおり可決されました。

日程第9 意見書第11号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 意見書第11号 WTO・FTA交渉に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

意見書第11号

WTO・FTA交渉に関する意見書（案）

WTO（世界貿易機構）交渉は、8月1日に、今後の交渉に前提となる大枠合意がなされた。農業分野の市場アクセス、国内支持、輸出競争について、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられた。しかし、アメリカや農産物輸出国からは依然として、上限課税の設定や、高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などが要求されている。これは、農産物輸出国がますます輸出を拡大しやすくするためのものであり、日本農業への打撃はもとより、食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与えるものである。

また、アメリカなどが行っている国内農家への手厚い補助や輸出補助政策について、大枠合意では実質的削減に結びつかないものとなっており、途上国などから反発が高まっている。このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するた

め、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生・共存できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められている。

F T A（自由貿易協定）については、現在、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの交渉が行なわれているが、特に東南アジア諸国からは農産物の貿易自由化が求められている。先のメキシコとのF T A交渉でも見られたように工業製品の輸出自由化のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けることになるのは必至である。

私たちは、W T O及びF T Aにおける農業分野の交渉に当たって農業の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給率向上が可能な貿易ルールの確立を目指し、下記の事項の実現を要望する。

記

1. W T O農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることはないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給率の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。
2. 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。
3. 国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。
4. 国内農業助成のための補助金や価格支持などの政策に対する行き過ぎた削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など、国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。
5. 東南アジア諸国とのF T A交渉では、両国の取扱いに慎重を要する重要品目である農林水産物の関税撤廃・削減は国内農業へ打撃を与え、W T O農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、絶対に行なわないこと。
6. W T O・F T A交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
農林水産大臣 島村宜伸様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年12月22日

提出者

鹿島市議会議員 中西裕司 鹿島市議会議員 徳村博紀

鹿島市議会議員 伊 東 茂 鹿島市議会議員 福 井 正
鹿島市議会議員 水 頭 善 弘 鹿島市議会議員 橋 爪 敏
鹿島市議会議員 山 口 瑞 枝 鹿島市議会議員 中 村 雄一郎
鹿島市議会議員 橋 川 宏 彰 鹿島市議会議員 森 田 峰 敏
鹿島市議会議員 北 原 慎 也 鹿島市議会議員 寺 山 富 子
鹿島市議会議員 岩 吉 泰 彦 鹿島市議会議員 井 手 常 道
鹿島市議会議員 青 木 幸 平 鹿島市議会議員 中 村 清
鹿島市議会議員 谷 口 良 隆 鹿島市議会議員 中 島 邦 保
鹿島市議会議員 吉 田 正 明 鹿島市議会議員 谷 川 清 太
鹿島市議会議員 松 尾 征 子

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

それでは、質疑、討論は省略し、直ちに採決します。

意見書第11号 WTO・FTA交渉に関する意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第11号は提案のとおり可決されました。

日程第10 意見書第12号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10. 意見書第12号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

意見書第12号

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）

現在、政府は平成12年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討している。来年3月に見直しされる新たな基本計画は今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものである。

先に出された「中間論点整理」（中間まとめ）では、①担い手政策のあり方②品目横断的政策等の経営安定対策の確立③農地制度のあり方④農業資源・環境保全対策の確立、が出されたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされた。また、

出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていない。

基本計画の見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが日本農業の再生・発展につながると考える。

よって、下記事項の実現に向けて、積極的に取り組まれるよう要望する。

記

1. 担い手政策のあり方については、
 - ① 政策対象者たる担い手は、「プロ農家」に限定せず、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。
 - ② 「法人化前の集落営農」や「受託組織」へ「参画」する者など「多様かつ幅広い担い手」を位置づけ、地域の実態に即した担い手を対象要件にすること。
2. 新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲を持てるよう本格的な所得補填策とすること。
3. 農地制度のあり方については、
 - ① 土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。
 - ② 構造改革特区でのリース方式による株式会社による農地取得・農業参入については拙速な全国展開を行なわないこと。
4. 農業環境・資源保全政策の確立については、
 - ① 担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取組みに対する支援政策を経営所得安定対策とセットで導入すること。
 - ② 環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。
 - ③ 現行の中山間地域等直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。
5. 平成22年度目標に対する検証の実施や、引き続き当該年度を目標として掲げ、生産者と消費者の理解のもと食料自給率引き上げ政策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
農林水産大臣 島村宜伸様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年12月22日

提出者

鹿島市議会議員	中 西 裕 司	鹿島市議会議員	徳 村 博 紀
鹿島市議会議員	伊 東 茂	鹿島市議会議員	福 井 正
鹿島市議会議員	水 頭 善 弘	鹿島市議会議員	橋 爪 敏
鹿島市議会議員	山 口 瑞 枝	鹿島市議会議員	中 村 雄一郎
鹿島市議会議員	橋 川 宏 彰	鹿島市議会議員	森 田 峰 敏
鹿島市議会議員	北 原 慎 也	鹿島市議会議員	寺 山 富 子
鹿島市議会議員	岩 吉 泰 彦	鹿島市議会議員	井 手 常 道
鹿島市議会議員	青 木 幸 平	鹿島市議会議員	中 村 清
鹿島市議会議員	谷 口 良 隆	鹿島市議会議員	中 島 邦 保
鹿島市議会議員	吉 田 正 明	鹿島市議会議員	谷 川 清 太
鹿島市議会議員	松 尾 征 子		

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

それでは、質疑、討論は省略し、直ちに採決します。

意見書第12号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第12号は提案のとおり可決されました。

日程第11 意見書第13号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 意見書第13号 永住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

意見書第13号

永住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書（案）

近年、国際化の進展に伴い、我が国に在留する外国人は、ますます増加する傾向にある。永住外国人の多くは、我が国に生活基盤を置き、日本国民と同様に納税の義務はもちろん、地域住民として善隣友好を深め、地域社会の一員としてその役割を担っている。

しかし、地域住民として日常生活に関わりの深い地方の政治に参加する道は、いまだ開か

れていない状況にある。

このような中、平成7年2月28日、最高裁判所では、定住外国人の地方参政権を求める訴訟に関して、「憲法は、国内永住者など自治体と密接な関係を持つ外国人に、法律で選挙権を与えることを禁じているとはいえない」との判決が出されている。

よって、政府におかれては、こうした状況を十分認識され、永住外国人の地方参政権の確立について取り組まれるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様
総務大臣 麻 生 太 郎 様
外務大臣 町 村 信 孝 様
法務大臣 南 野 知恵子 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年12月22日

提出者

鹿島市議会議員 森 田 峰 敏
鹿島市議会議員 橋 爪 敏
鹿島市議会議員 福 井 正
鹿島市議会議員 中 村 雄一郎
鹿島市議会議員 青 木 幸 平
鹿島市議会議員 松 尾 征 子

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第13号 永住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書（案）

は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、意見書第13号は提案のとおり可決されました。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、森田峰敏君外5名から決議第1号 北方領土返還要求に関する決議（案）が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決議第1号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。決議第1号は会議規則第36条第2項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決議第1号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第12 決議第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第12. 決議第1号 北方領土返還要求に関する決議（案）の審議に入ります。

提出者を代表して決議（案）の朗読を求めます。9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

決議第1号

北方領土返還要求に関する決議（案）

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還が期待されている。

北方領土問題解決に向けては、平成5年の「東京宣言」をはじめとして、近年、日ロ関係における良好な環境づくりが進められており、「北方四島の帰属問題解決後の平和条約締結」という交渉指針に基づき、日ロ両国は引き続き全力を尽くしている。

特に、来る平成17年は日露通好条約締結150年、また平成18年は日ソ共同宣言50年という節目の年を迎え、一定の進展が望まれる。

よって、国におかれては、今後とも継続して対ロ外交交渉を展開するとともに、北方領土

の早期返還実現を図るよう強く要望する。

以上、決議する。

平成16年12月22日

佐賀県鹿島市議会

以上、決議（案）を提出する。

平成16年12月22日

提出者

鹿島市議会議員 森 田 峰 敏

鹿島市議会議員 橋 爪 敏

鹿島市議会議員 福 井 正

鹿島市議会議員 中 村 雄一郎

鹿島市議会議員 青 木 幸 平

鹿島市議会議員 松 尾 征 子

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。本件は質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「討論あり」と呼ぶ者あり）

討論を続けます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

決議第1号 北方領土返還要求に関する決議（案）について反対の討論をいたします。

もとより、私もこの四島の返還については支持をするものでございまして、我が国政府がその返還に向けて、当事国との間で長い間、国際交渉を進めておることには強い期待を持っている者の一人でございます。

しかし、挙げて、この問題は国際問題でございまして、議会の決議になじむのかという点が一つございます。

それから、両国間の領土問題、つまり、国境の問題ですね。国境の問題を議論するときに、先方国もあるわけであって、自治体議会が一つのデモンストレーション的にかうした行為、決議を上げるというのには、私は必ずしもいい結果が出るのかというような感じがいたします。

そういった点で、この扱いについては慎重であるべきだという立場から反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。決議第1号 北方領土返還要求に関する決議（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、決議第1号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時9分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

鹿島市議会副議長 中西裕司

会議録署名議員 5番 橋爪敏

同 上 6番 山口瑞枝

同 上 7番 中村雄一郎